

証券コード 5941

2024年6月7日

株 主 各 位

大阪市生野区巽南五丁目4番14号

株式会社 **中西製缶所**

代表取締役社長 中 西 一 真

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nakanishi.co.jp/ir/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「中西製作所」または「コード」に当社証券コード「5941」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますか、後記のインターネットによる議決権行使のご案内に従って、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。（株主優待制度を導入したことにより株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。）

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー24階
TKPガーデンシティ大阪OAPタワー
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

第68期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役2名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

議決権行使についてのご案内

■ 事前行使をしていただける場合



◎書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時30分まで

◎インターネットによる議決権行使



次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

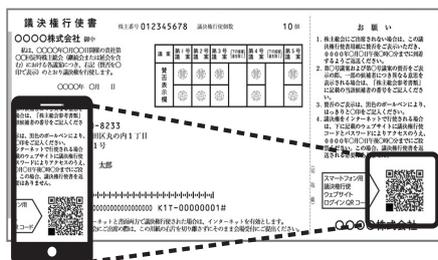
開催日時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

「スマート行使」による方法

①QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使方法を選ぶ

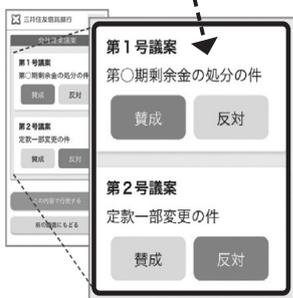


議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ。



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

③各議案の賛否を選択



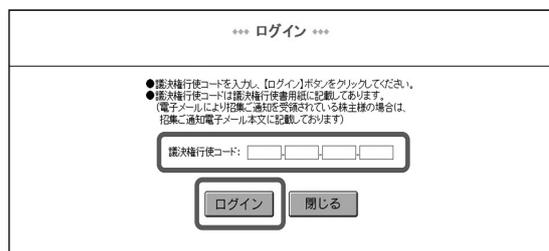
上記方法での議決権行使は1回に限ります。

パソコンによるアクセス手順

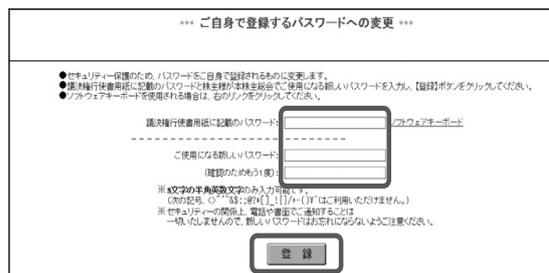
①ウェブサイトへアクセス



②ログインする



③パスワードの入力



※セキュリティ保護のため新しいパスワードを設定してください。

④以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

 0120-652-031

[受付時間 (午前9時~午後9時)]

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。
- インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。
- 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、景況感の改善に伴い、持ち直しの動きが見られるものの、資源価格の高騰や円安による物価の上昇、各国の政策金利の引き上げによる世界的な景気後退懸念等により、不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社におきましては、社会状況も踏まえつつ、総合厨房機器メーカーとして、得意とする省人化された効率的な大量調理・洗浄システムはもとより、食中毒や異物混入問題といった以前から注目されている「食の安全・安心」の課題克服にも目を向け、様々な顧客ニーズに対応した厨房機器・厨房システムの提案を心がけ、営業部門、生産部門および管理部門の各部門が一体となって業績の向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当期の業績は、学校給食および外食産業の受注が好調であったことから、売上高は過去最高の366億2百万円（前年同期比19.3%増）となりました。利益面につきましては、自社製品比率の高い学校給食向けが堅調であったことなどから物価高騰の影響を受けつつも売上総利益率は前期と同じ水準を維持し、人件費のベースアップ等により販売費および一般管理費が増加し、営業利益は19億66百万円（前年同期比83.4%増）、経常利益は20億86百万円（前年同期比74.9%増）、当期純利益は節税効果もあり15億19百万円（前年同期比89.1%増）となりました。

(販売マーケット別売上高の状況)

(単位：百万円)

	第67期(2023年3月期) (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)		第68期(2024年3月期) (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	
		%		%
学 校 給 食	11,954	39.1	16,144	44.0
病 院 ・ 福 祉 給 食	3,991	13.0	4,732	12.9
事 業 所 給 食	3,507	11.4	1,302	3.6
外 食 産 業	9,562	31.2	10,912	29.8
食 品 加 工	842	2.7	2,692	7.4
海 外 事 業 そ の 他	709	2.3	720	2.0
業 務 用 厨 房 機 器 製 造 販 売 事 業 (計)	30,569	99.7	36,501	99.7
不 動 産 賃 貸 事 業 (計)	99	0.3	100	0.3
合 計	30,668	100.0	36,602	100.0

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 65 期 (2021年 3 月期)	第 66 期 (2022年 3 月期)	第 67 期 (2023年 3 月期)	第68期(当期) (2024年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	28,641	30,074	30,668	36,602
経 常 利 益 (百万円)	1,416	1,755	1,193	2,086
当 期 純 利 益 (百万円)	931	1,117	803	1,519
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	147.76	177.34	127.44	241.42
純 資 産 (百万円)	16,379	16,951	17,626	19,108
総 資 産 (百万円)	25,919	25,883	26,133	29,097
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	2,598.89	2,689.62	2,796.82	3,043.43

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景況感の改善とともに歴史的な物価高がいつ収まるのか不透明で、今後も極めて不確実性の高い経済環境が続くものと予測されます。

このような状況のなかで、当社は、近年のフードテックへの世界的な意識の高まりをとらえて、従来から取り組んでいる、より人手に頼らず、業務の効率化に対する研究開発に力を入れて、衛生的で省人化された厨房システムのご提案を積極的に行ってまいります。また、中長期的な大きな設備投資として群馬工場の増築や老朽化した奈良工場の移転等も検討しております。

そして、国連で採択されたサステナブル（持続可能）な社会を目指したSDGsの課題目標の達成に寄与するべく、環境にも配慮した省エネタイプの製品開発等に力を注いでまいります。このような取り組みを通して主要販売先である学校・病院・事業所・外食産業分野への厨房システムの販売力強化に向けて、営業部門、生産部門および管理部門の各部門が一体となって取り組み、業績向上に向けてまい進する所存でございます。

また、業績向上への意識ばかりではなくESGの考え方にも配慮して、社会課題の解決に貢献しつつ、社員とその家族はもとより、あらゆる人が自分らしい人生を健康で豊かに楽しむことのできる社会の実現に向けても行動してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は、集団給食設備・衛生水道設備の設計施工および総合厨房機械器具・食品加工機械器具の製造ならびに販売を主な事業としております。

(8) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

本 社	東京、大阪
支 店	北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北関東（さいたま市）、東関東（千葉市）、東京、名古屋、大阪、中四国（広島市）、九州（福岡市）
営 業 所	旭川、帯広、釧路、北見、青森、盛岡、秋田、山形、福島、いわき、宇都宮、群馬（高崎市）、新潟、杉並、練馬、港、多摩（府中市）、横浜、長野、富山、金沢、福井、岐阜、静岡、伊東、津、伊賀、京都、神戸、奈良（大和郡山市）、岡山、山口、徳島、高松、松山、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇
工 場	奈良（大和郡山市）、群馬（伊勢崎市）
物 流 セ ン タ ー	三重（伊賀市）

(9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
606名	11名増	40.9歳	12.3年

(注) 上記使用人数には、嘱託16名ならびにパートタイマー23名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	100百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 17,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,306,000株
 (3) 株主数 2,663名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
C G M L P B C L I E N T A C C O U N T / C O L L A T E R A L	1,017千株	16.2%
中 西 一 真	580千株	9.2%
中 西 製 作 所 取 引 先 持 株 会	534千株	8.5%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	479千株	7.6%
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C) R E I E D P A I F C L I E N T S N O N T R E A T Y A C C O U N T	400千株	6.3%
中 西 昭 夫	299千株	4.7%
フクシマガリレイ株式会社	185千株	2.9%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	161千株	2.5%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	160千株	2.5%
中 西 製 作 所 従 業 員 持 株 会	142千株	2.2%

(注) 持株比率は自己株式 (27,500株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	6,172株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社の役員に関する事項 (2) 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中西 一 真	営業本部長
常務取締役	平山 康 雄	株式会社アイチ製菓機械 代表取締役社長
常務取締役	上村 辰 也	生産本部長 有限会社三協機設代表取締役社長
取締役	吉田 満	西日本ブロック長
取締役	鈴木 克 也	東日本ブロック長
取締役	辻井 一 成	堂島総合法律事務所 パートナー弁護士
取締役	長 昌 ル ミ	社会福祉法人隆生福社会理事
取締役	森 巖	
監査役（常勤）	松田 陽 一	
監査役	上 願 敏 来	上願敏来税理士事務所代表 株式会社ジェイ・エス・ビー 社 外 監 査 役
監査役	辻 坂 清 志	弁護士法人権藤&パートナーズ パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役辻井一成、取締役長昌ルミおよび取締役森巖の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役上願敏来および監査役辻坂清志の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役上願敏来氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役辻井一成、取締役長昌ルミ、監査役上願敏来および監査役辻坂清志の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と社外取締役および社外監査役の重要な兼職先との間には、特別の利害関係はありません。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等は次のとおりであります。
- ・当社は、当社と当社の非連結子会社の役員等（取締役および監査役）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。
 - ・保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。

7. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- 2023年6月29日開催の第67期定時株主総会において、新たに吉田満および鈴木克也の両氏は取締役を選任され就任いたしました。
 - 2023年6月29日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって、森巖氏は監査役を辞任により退任し、同総会において取締役新たに選任され就任いたしました。
 - 2023年6月29日付で取締役の地位を次のとおり変更しております。
平山康雄および上村辰也の両氏は常務取締役に就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役	87	10	69	7	8
(うち社外取締役)	(6)	(6)	(-)	(-)	(3)
監査役	13	13	-	-	4
(うち社外監査役)	(5)	(5)	(-)	(-)	(3)
合 計	100	23	69	7	12
(うち社外役員)	(12)	(12)	(-)	(-)	(6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1994年4月1日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名であります。
なお、上記の報酬枠内にて対象取締役に対し年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の「譲渡制限付株式報酬の付与」を2023年6月29日開催の定時株主総会において決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、5名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年4月1日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。
4. 当事業年度末現在の役員の員数は、取締役8名（うち社外取締役3名）および監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
5. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く）5名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
6. 当社の業績連動報酬の実績といたしましては、下記（注）7.の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり、当事業年度の業績連動報酬には営業利益の実績値を基準に、役職ごとに7段階に予め用意された報酬額のテーブルによって、自動的に算定されております。なお、営業利益を基準にした理由は、営業活動の成果を直接的に反映し、各担当役員のインセンティブとして機能しやすい指標であるためであります。
7. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等
当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を下記のとおり、決議しております。
また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役社長、専務取締役、常務取締役およびその他業務執行取締役の報酬は、業績連動報

酬とし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み固定報酬を支払うこととする。なお、報酬は、決定額を月額換算して毎月支払うこととし、賞与支給は行わない。

b. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

取締役社長、専務取締役、常務取締役およびその他業務執行取締役は、業績（営業利益）等を基準に7段階で評価する。

c. 自社株報酬（非金銭報酬）

取締役社長、専務取締役、常務取締役およびその他業務執行取締役に対しては、報酬額の一定割合を自社株報酬（譲渡制限付株式）として支給する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

上記の方針に基づき、個人別の報酬等の額については、代表取締役社長中西一真氏が、その具体的内容の決定権の委任を受けるものとする。

なお、委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の担当分野の評価を上記の方針の基準に従って決定するのに適しているからである。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	辻 井 一 成	取締役会7回中7回出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	長 昌 ル ミ	取締役会7回中7回出席し、長年にわたる会社経営の豊富な知識や経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	森 巖	取締役会は7回中7回、監査役会は2回中2回それぞれ出席し、他社において培われた豊富な知識・経験に基づく助言・提言を適宜行っております。
社外監査役	上 願 敏 来	取締役会は7回中7回、監査役会は6回中6回それぞれ出席し、税理士としての専門的見地から、助言・提言を適宜行っております。
社外監査役	辻 坂 清 志	取締役会は7回中7回、監査役会は6回中6回それぞれ出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 社外取締役森巖氏は、2023年6月29日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって社外監査役を辞任により退任されたため、監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、同氏の退任前の監査役会の開催回数は2回であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません

ので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、前事業年度における監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比、当事業年度の監査計画における監査日数および報酬額の見積りの相当性等について検討の結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営の基本方針に則った「行動規範」を策定し、代表取締役社長がその精神を役職者はじめ全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底し、内部監査室がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

監査役および内部監査室は連携しコンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、文書または電磁的媒体に記録し保存する。

監査役は取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを体系的に管理するため、「与信管理規程」等のリスクに対する関連諸規程に基づき、内部監査室が全社的なリスクを総括して管理する。

内部監査室は監査役と連携をとりながら各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、各部門取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。

各部門取締役は、取締役会および本部長会において定期的に報告し、施策および効率的な業務の執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。また、監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑥ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や法令ならびに定款に違反する行為を認知した場合、直ちに監査役に報告するものとする。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定の手順や業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務の執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることとする。

また、監査役はその独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

なお、監査役がその職務の執行について、費用の前払いまたは償還等の請求を行った時は、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該請求に係る費用または債務の処理を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度中における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであり、適切に運用されていることを確認しております。

- ・取締役会を7回開催し、重要事項を決議するとともに職務の執行状況を報告し、業務執行の監督を行いました。
- ・監査役会を6回開催し、各監査役の監査状況を報告するとともに内部監査室より内部監査の報告を受け、業務執行の監査を行いました。
- ・財務報告に係る内部統制評価の実施および評価結果の検討等のために本部長会で適宜審議いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大量買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を棄損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の事業特性と企業価値に関する考え方

当社は、昭和21年（1946年）11月の戦後学校給食の再開された年に、給食用アルミ食器の販売を目的として創業され、その後、1958年8月に業務用厨房機器の製造及び販売を目的として会社組織に再編される形で、大阪府大阪市生野区（現在の本店所在地）に設立されました。

その後、学校給食用の大量調理用機器として、調理機、洗浄機、また、

日本初となる熱風消毒保管機を開発し、自動フライヤー、自動炊飯システムといった省力化・省人化システムの開発にもいち早く取り組んで参りました。また、当社の戦略製品である連続式過熱水蒸気調理機のSVロースターは学校給食だけでなく、弁当・惣菜工場など短時間で大量の調理を行う必要があるお客様に広く導入されております。

こうした開発への努力が実を結び、当社のお客様は、学校給食センターなどの学校給食分野や医療や老人福祉関連などの病院給食分野、学生食堂・社員食堂などの事業所給食分野だけでなく、大手外食チェーン店などの外食産業や、食生活の多様化を背景に惣菜やレトルト食品、コンビニ弁当などを調理する食品工場など多岐にわたっております。

また、コロナ禍によって、経済格差と栄養状態の格差の関係も注目を集めるようになりましたが、当社は食事において安価な値段で誰もが適正な栄養を補給できる社会の実現を目指すべきと考えております。これをひとつの形として実現しているのが学校給食制度であり、当社は、世界的にも注目をされている日本の学校給食制度を支える企業としての自覚と自負を持って日々の業務に励んでおります。

当社では、当社の強みを、単なる機械メーカーに留まらず、お客様の課題に対して「提案」、「設計」、「施工」、「開設支援」を一貫してご提供できる点にあると考えており、業態や地域を超えて様々な分野の厨房を「トータルサポート」できることが当社の企業価値の源泉のひとつであると考えております。

また、全国に展開した販売網を基盤として、時代の流れやマーケットニーズを的確に捉えた製品やトータルシステムの開発を進められる「企画・開発力」、そして全国の学校給食インフラの維持・サポートを行う「メンテナンス力」が、当社の企業価値の源泉の重要な要素となっていると考えております。

当社では、「われわれは、切磋琢磨して、斬新なアイデアを提供できる企業人となり、万人の食生活をますます豊かにすることに貢献する。」及び「われわれは、良品廉価を持って顧客に奉仕し、その繁栄とともに、われわれ自身の生活向上を目指す。」を経営理念としております。

上記の企業価値の源泉は、こうした経営理念に基づいたものであり、当社は、これからも人々の社会生活の多様化に対応した「食文化のコーディネーター」人材を多数輩出して、食生活に新たな価値を創造してまいります。

②中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

当社は、2022年7月に2022年度から2024年度までの「中期経営計画」

(以下「当中期経営計画」といいます。)を対外発表しております。当中期経営計画では「事業ドメインの深耕拡大」をスローガンに、基本方針としては、①既存のマーケットにおけるシェアやプレゼンスを維持しつつ、周辺分野へ販路を拡大と②新規市場に対しての製品開発と人材育成を行い、競争力を強化することの2点を掲げ、全社一丸となって目標の達成に向けて取組みを進めております。具体的な取組みは以下の通りです。

(ア)周辺領域へののにじみ出し戦略の遂行

既に日本社会が少子・高齢化時代に突入して久しく、学校給食を食べる児童・生徒の減少傾向は留まりません。また、入院期間の短縮化などで病院給食市場も飽和状態にあります。こうした中、当社ではこれまでのお客様との関係を大切にし、従来通り学校・病院市場をベースとしつつも、学校統合や単独校方式からセンター方式への切替え、院内調理からセントラルキッチン化への切替えなどのビジネスチャンスを逃さずシェアを拡大してまいります。

これと並行して、従来の業務用厨房機器市場の周辺領域にあたる食品機械市場への販路拡大並びにバリューチェーンでの上流にあたるレイアウト設計やライン設計、導線改善指導等のエンジニアリング・コンサルティング分野へののにじみ出し戦略を遂行します。あわせて、必要に応じてM&A等も活用します。

(イ)SDGsに貢献する製品の開発

当社では、国連で採択されたサステナブル(持続可能)な社会を目指したSDGsの課題目標の達成に寄与するべく、5つのマテリアリティ(重要課題)への取組みを行うことを宣言し、この中のひとつとして「環境にやさしい製品の開発を目指す」ことを掲げております。

当社ではこれまでも同業他社に先駆けて、省力化・省人化への取組みをしてきており、加熱機器では消費電力量を30%削減できる電気フライヤー、炊飯機器ではガス消費量を23%削減できるガス連続炊飯機、洗浄機器では水のリサイクル方式や節水ユニットの採用により使用水量を30%削減できる食器洗浄機を開発してきました。

こうした環境負荷低減のため省エネ性能を向上させるだけでなく、家電リサイクルの為にパーツ洗浄機や残滓(食べ残し)や腐敗による害獣・害虫及び臭いへの対策の為に冷蔵機能付きゴミ箱といった、時流にあった新製品を積極的に導入してまいります。

(ウ)多様な人材が活躍できる環境の整備

当社では業界に先駆けてデジタル技術の活用と情報革新に取り組んでおり、いち早く社員にPCとスマートフォンの配布を完了し、基幹シス

テムの革新と働き方改革を実現しました。当社のDXビジョンでは、顧客への提供価値増大、競争力強化、従業員満足を通じた社会全体への貢献の3つをさらに増大させることとなっており、DX戦略の実行により厨房機器業界内でのデジタル化推進ナンバーワン企業としての立場をより強固にしていきます。

また、刻々と変化する労働環境や従業員意識に対応しつつ、人材を確保・維持するために様々な制度について幅広く検討を行い、積極的に取り入れてまいります。そして、その際に検討対象とする制度については、就業形態や採用、教育など聖域を設けておりません。

(エ) ESGへの取組みと社員満足度の向上

当社の経営理念に「斬新なアイデアの提供」「企業人」という言葉があるように、企業価値の源泉のひとつには当社の人材があり、その人材たる社員からの様々なアイデアの発露が不可欠だと考えております。

優れたアイデアを生み出すためには、安心して働き続けられる環境が必要であり、就業しながら子育てを継続、仕事と子育てを両立させる仕組みが必要です。当社では、2022年度より社員の子どもの給食費を会社が支給する制度を導入し、安心して子どもを生み育てる環境づくりの為の行動をはじめています。

なお、2020年度からは、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用して、全国の自治体様が取組む少子化対策や次世代育成事業への支援を行い、社会問題の解決への貢献や地域との交流などを通じて、社員が誇りを持って仕事に取り組めるようにしています。

当社の社員が、業績向上への意識ばかりではなくサステナブルな社会の実現を目指して、社員とその家族はもとより、あらゆる人が自分らしい人生を健康で豊かに楽しむことのできる社会の実現に向けて行動することを目指しています。

当中期経営計画でもお示ししたとおり、当社は、以上の(ア)から(エ)の取組みを通じて、経営目標として2025年3月期の売上高目標を325億円とし、長期的には売上高400億円の達成を目指していく所存であります。

③コーポレートガバナンス機能の強化・充実・取組み

当社は、株主、取引先、社員などすべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図っていくために、コーポレートガバナンス体制の充実を経営の重要課題のひとつと認識し、透明・公正かつ効率性の高い経営の実践に努めています。

当社は、監査役会設置会社の形態を採用し、コーポレートガバナンス体制の改善・強化に努めております。2019年6月には執行役員制度を導入し、執行役員に業務執行の権限を委譲し、経営責任を明確にするとともに意思決定及び業務執行のスピードアップを図ってまいりました。

当社の取締役会は、現在、取締役8名で構成され、うち社外取締役は3名で、そのうち2名を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。また、当社の監査役会は、監査役3名で構成され、うち社外監査役は2名となり兩名を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

なお、本株主総会の第2号議案として上程した「取締役2名選任の件」が株主の皆様にご承認されますと、当社の取締役会は取締役10名で構成されることとなり、うち社外取締役は5名となり、そのうち4名について東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出る予定であります。

また、本株主総会の第3号議案として上程した「監査役2名選任の件」が株主の皆様にご承認されますと、当社の監査役会は監査役4名で構成されることとなり、うち社外監査役は3名となり3名全員について東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出る予定であります。

当社は、今後もより一層、経営の健全性・透明性を向上させるべく、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 本プランの目的

当社は、2023年2月17日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。また、本プランは、2023年6月29日開催の当社第67期定時株主総会（以下「第67期定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様により、その継続が承認されております。

当社は、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入いたしました。

②本プランの概要

本プランは、(i) 当社の株券等の特定株式保有者等の議決権割合を25%以上とする当社株券等の買付行為又は(ii) 結果として特定株式保有者等の議決権割合が25%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。）若しくは(iii) 上記の(i)又は(ii)の行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合が25%以上となるものに限ります。以下、(i)乃至(iii)の行為を総称して「大量買付行為等」といい、大量買付行為等を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に情報の提供を求め、当該大量買付行為等について評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為等を開始することができないものとします。

本プランの有効期間は、2023年6月29日に開催された当社第67期定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとなります。

(注) 本プランの詳細は、2023年6月9日付の当社第67期定時株主総会の招集通知（当社ホームページ <https://www.nakanishi.co.jp/ir/meeting/> 「IR 情報ページ」の「株主総会情報」に掲載）をご参照ください。

(4) 各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 上記(2)について

上記(2)に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

② 上記(3)について

本プランは、大量買付行為等が行われる際に、当該大量買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保することや、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(i) 買収防衛策に関する各指針等に適合していること、(ii) 株主の皆様のご意思が重視されていること、(iii) 取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること、(iv) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,743,943	流動負債	8,685,182
現金及び預金	5,810,018	支払手形	588,765
受取手形	639,571	電子記録債	2,235,471
売掛金	7,276,713	買掛金	2,948,283
商品及び製品	1,829,165	短期借入金	700,000
仕掛品	1,074,690	リース債	11,153
原材料及び貯蔵品	936,382	未払金	430,094
前渡金	39,486	未払費用	417,010
前払費用	105,462	未払法人税等	398,776
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	8,619	未払消費税等	348,289
その他	35,706	契約負債	115,001
貸倒引当金	△11,874	預り金	73,949
固定資産	11,353,118	前受収益	9,142
有形固定資産	8,113,187	賞与引当金	360,939
建築物	3,434,950	災害損失引当金	47,903
構築物	88,744	その他	399
機械及び装置	366,615	固定負債	1,303,695
車両運搬具	1,213	長期未払金	140,429
工具、器具及び備品	126,490	リース債	33,098
土地	4,054,948	再評価に係る繰延税金負債	298,917
リース資産	40,225	退職給付引当金	741,750
無形固定資産	555,570	資産除去債	53,943
ソフトウェア	539,946	その他	35,555
電話加入権	10,300	負債合計	9,988,877
ソフトウェア仮勘定	5,324	純資産の部	
投資その他の資産	2,684,361	株主資本	19,214,464
投資有価証券	1,671,079	資本金	1,445,600
関係会社株式	240,667	資本剰余金	1,539,883
出資金	620	資本準備金	1,539,883
破産更生債権等	24,834	利益剰余金	16,275,722
関係会社長期貸付金	134,952	利益準備金	86,779
長期前払費用	33,891	その他利益剰余金	16,188,943
前払年金費用	262,868	圧縮記帳積立金	10,012
繰延税金資産	241,417	別途積立金	3,930,000
その他	98,864	繰越利益剰余金	12,248,930
貸倒引当金	△24,834	自己株式	△46,740
資産合計	29,097,061	評価・換算差額等	△106,280
		その他有価証券評価差額金	795,891
		繰延ヘッジ損益	5,443
		土地再評価差額金	△907,615
		純資産合計	19,108,184
		負債純資産合計	29,097,061

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		36,602,049
売 上 原 価		28,052,515
売 上 総 利 益		8,549,533
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,583,156
営 業 利 益		1,966,377
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	25,020	
仕 入 割 引	62,472	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	23,215	
そ の 他	22,929	133,637
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,604	
支 払 手 数 料	999	
株 主 優 待 費 用	7,401	
そ の 他	1,388	13,394
経 常 利 益		2,086,620
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	79	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	78,372	
保 険 金 収 入	48,866	127,319
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	30,644	
災 害 損 失 引 当 金 繰 入	47,903	78,547
税 引 前 当 期 純 利 益		2,135,392
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	595,091	
法 人 税 等 調 整 額	21,263	616,355
当 期 純 利 益		1,519,036

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					自己株式
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
				圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
2023年4月1日 残高	1,445,600	1,537,125	86,779	12,600	3,930,000	10,928,981	14,958,360	△ 2,804
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△201,675	△201,675	
当期純利益						1,519,036	1,519,036	
圧縮記帳積立金の取崩				△2,588		2,588	—	
自己株式の取得								△51,645
自己株式の処分		2,758						7,709
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	2,758	—	△ 2,588	—	1,319,949	1,317,361	△43,936
2024年3月31日 残高	1,445,600	1,539,883	86,779	10,012	3,930,000	12,248,930	16,275,722	△46,740

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	株 主 資 本 合 計	その他有価 証券評価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
2023年4月1日 残高	17,938,281	595,569	367	△907,615	△311,678	17,626,603
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△201,675					△201,675
当期純利益	1,519,036					1,519,036
圧縮記帳積立金の取崩	—					—
自己株式の取得	△51,645					△51,645
自己株式の処分	10,467					10,467
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		200,321	5,076		205,397	205,397
事業年度中の変動額合計	1,276,183	200,321	5,076	—	205,397	1,481,581
2024年3月31日 残高	19,214,464	795,891	5,443	△907,615	△106,280	19,108,184

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・原材料・仕掛品（標準部品）

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 製品・仕掛品（その他）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3～50年

有形固定資産 その他 2～30年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、貸借対照表の前払年金費用に計上しております。

(4) 災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、その見積額を計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

業務用厨房機器製造販売事業

業務用厨房機器製造販売事業においては、厨房機器の仕入商品の販売並びに業務用の炊飯機、洗浄機、消毒保管機等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転し、履行義務を充足した引渡時点又は検収時点において収益を認識しております。

また、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

いずれの収益も、顧客との契約において約束された金額で測定しております。

製造及び販売の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入れ債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方針

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)	241,417千円
------------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異に対して、将来の収益力を基礎とした将来課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の課税所得について当社では、定期的に会議を開催し、支店・営業所・事業部から営業活動や市場・顧客の動向、各案件の状況について報告を受けております。こうして報告された来期以降の案件の動向、受注の確度などに基づいて将来予測を行っております。

しかしながら、繰延税金資産の全部又は一部について回収可能性がないと判断した場合、その金額を評価性引当額として繰延税金資産から控除し、また、同額を法人税等調整額として計上することとなります。

なお、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りを前提とした仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	298,378千円
土地	1,513,279
計	1,811,658

上記に対応する債務は、次のとおりであります。

短期借入金	500,000千円
計	500,000

(2) 当社が出資しているPFI事業に関する事業会社(9社)の借入債務に対して担保を提供しており、担保に供する資産は以下のとおりであります。

普通預金	277,741千円
投資有価証券	12,800
計	290,541

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,804,171千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,926千円
短期金銭債務	3,328

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法については「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法により算出しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	508,971千円

5. コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	1,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	1,000,000

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	2,112千円
仕入高	26,584
営業取引以外の取引による取引高	868

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,306,000	—	—	6,306,000
合計	6,306,000	—	—	6,306,000
自己株式				
普通株式	3,629	30,043	△6,172	27,500
合計	3,629	30,043	△6,172	27,500

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	201,675	32.00	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	458,330	利益剰余金	73.00	2024年3月31日	2024年6月28日

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	226,233千円
未払金	66,147
未払給与社会保険料	11,617
賞与引当金	110,086
未払賞与社会保険料	16,687
棚卸資産評価損	29,994
投資有価証券評価損	10,177
貸倒引当金	11,199
試験研究費	151,889
未払事業税	30,506
資産除去債務	16,452
その他	29,319
繰延税金資産小計	710,314
評価性引当額	△38,438
繰延税金資産合計	671,875
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△334,631
前払年金費用	△80,174
固定資産圧縮積立金	△4,393
その他	△11,257
繰延税金負債合計	△430,457
繰延税金資産の純額	241,417

上記の他、「再評価に係る繰延税金負債」として計上している、土地の再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は下記のとおりであります。

土地の再評価に係る繰延税金資産	484,570千円
評価性引当額	△484,570
土地の再評価に係る繰延税金負債	△298,917
土地の再評価に係る繰延税金負債の純額	△298,917

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用

資金運用は、短期的な預金等及び安全性の高い金融資産での運用に限定しております。

資金調達

資金調達は、銀行等の金融機関からの借入により行っております。また、デリバティブについては、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避するための取引及び長期借入金の金利変動リスクを回避するための取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融資産

営業債権：信用リスク（取引先の契約不履行による回収遅延及び回収不能）

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の財務状況等に係る信用リスクに晒されております。

関係会社貸付金：信用リスク（取引先の契約不履行による回収遅延及び回収不能）

関係会社貸付金は、当社が関係会社に対し行っているものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式：市場リスク（価額変動）及び財務状況悪化リスク

投資有価証券及び関係会社株式である株式は、上場株式には市場価格の変動リスク、非上場株式には財務状況の悪化リスクが存在しております。なお、株式の取得は業務上の関係を有する企業に関連したものに限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

金融負債

営業債務：流動性リスク（資金繰り）及び市場リスク（為替変動）

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、短期に支払期日が到来するため、資金繰りに関する流動性リスクが存在しております。また、買掛金の一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクが存在しております。

借入金：流動性リスク（資金繰り）及び市場リスク（金利変動）

借入金には、資金繰りに関する流動性リスク及び市場における金利変動リスクが存在しております。

償還期限について

借入金の償還期限は最長1年であります。

デリバティブ

外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方針等については、前述「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項「(1) ヘッジ会計の方法」」」をご参照ください。

(3) リスク管理体制

信用リスク

与信管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による不良債権の発生防止に努めております。

市場リスク（価額変動）及び財務状況悪化リスク

定期的に時価を把握し、必要に応じて取締役会に報告しております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

市場リスク（為替変動・金利変動）

必要に応じてヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び金利スワップ取引によるリスク管理を行うものとしております。

流動性リスク（資金繰り）

資金管理取扱規程に従い、適時に資金計画を作成して資金繰りを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を採用しております。よって、当該価額の算定において異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（「その他有価証券」（貸借対照表計上額 94,430千円）、「関係会社株式」（貸借対照表計上額 240,667千円））は、次表に含まれておりません。

また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「1年内回収予定の関係会社長期貸付金」及び、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	1,576,649	1,576,649	—
② 関係会社長期貸付金	134,952	134,952	—
③ デリバティブ取引 (*)	7,831	7,831	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,576,649	—	—	1,576,649
デリバティブ取引				
通貨関連	—	7,831	—	7,831

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期貸付金	—	134,952	—	134,952

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期貸付金

時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、当社で使用するオフィスビル（土地を含む。）を所有しており、一部を賃貸用オフィスとして使用しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,192,290	1,772,745

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		
	業務用厨房機器 製造販売事業	不動産賃貸事業	計
製品売上高	30,837,318	—	30,837,318
商品売上高	5,664,224	—	5,664,224
顧客との契約から生じる収益	36,501,542	—	36,501,542
その他の収益	—	100,506	100,506
外部顧客への売上高	36,501,542	100,506	36,602,049

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
売掛金	7,246,953
受取手形	1,256,161
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
売掛金	7,276,713
受取手形	639,571
契約負債 (期首残高)	
前受金	11,682
契約負債 (期末残高)	
前受金	115,001

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、11,176千円であります。

なお契約負債は、顧客との契約に基づき、履行義務の充足前に受領した前受金であります。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,043円43銭
1株当たり当期純利益	241円42銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社中西製作所

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 秀康 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大好 慧 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中西製作所の2023年4月1日から2024年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人太陽有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社中西製作所 監査役会

常勤監査役	松	田	陽	一	⑩
社外監査役	上	願	敏	來	⑩
社外監査役	辻	坂	清	志	⑩

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第68期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、当事業年度の業績ならびに将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金73円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は458,330,500円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化のため取締役を2名増員することとし、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会において選出された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	さとう ひでみ 佐藤 秀美 (1959年2月17日生)	1981年4月 三菱電機株式会社入社 1996年3月 お茶の水女子大学大学院博士課程修了 博士号(学術)取得 1997年4月 福島大学 非常勤講師 放送大学 非常勤講師 日本獣医畜産大学(現 日本獣医生命科学大学)非常勤講師 2015年4月 日本獣医生命科学大学 客員教授(現任) 2017年3月 カゴメ株式会社 社外取締役(現任) 2024年5月 一般社団法人 食肉科学技術研究所 監事(現任)	一株
2	おぐら ともこ 小倉 朋子 (1965年5月7日生)	1988年4月 トヨタ自動車株式会社入社 1999年4月 フードプロデューサー、食の総合教室「食輝塾」主宰(現任) 2005年4月 亜細亜大学経営学部兼任講師(現任) 2011年7月 株式会社トータルフード代表取締役(現任) 2021年4月 東京成徳大学経営学部兼任講師(現任) 2023年4月 東洋大学国際観光学部兼任講師(現任)	一株

(注) 1. 両氏は、新任の社外取締役候補者であります。

2. 両候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要は次のとおりであります。

佐藤秀美氏を社外取締役候補者とした理由は、学術研究者として調理科学や栄養監修に精通されており、その豊富な専門知識や経験等を活かして、取締役の職務の執行

に対する監督、助言等いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補の選定等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。また、同氏は現在、カゴメ株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間には、特別の利害関係はございません。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

小倉朋子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は現在、株式会社トータルフード代表取締役として食の総合コンサルタント事業に長年にわたって携わられており、その豊富な知識や経験等を活かして、取締役の職務の執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補の選定等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

4. 両氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 5. 両氏は当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 6. 当社は、両氏の選任が承認可決された場合は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 7. 当社は、当社の役員等（取締役および監査役）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。両候補者の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は当社と当社の非連結子会社を対象とした同内容での更新をいたしております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松田陽一氏は任期満了となりますので、監査体制の強化も含め、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数の数
1	にしの じゅんいち 西埜 純一 (1964年7月4日生)	2001年5月 当社入社 2011年4月 当社管理部経理課長(現任)	500株
2	みやもと あやこ 宮本 文子 (1973年11月30日生)	1997年10月 朝日(現 有限責任あずさ)監査法人入所 2000年6月 東京北斗(現 仰星)監査法人入所 非常勤(現任) 2003年7月 中村文子公認会計士事務所設立(現任) 2023年3月 株式会社魅力屋 社外取締役(現任)	一株

(注) 1. 両氏は、新任の監査役候補者であります。

2. 両候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 社外監査役候補者に関する事項

①宮本文子氏は社外監査役候補者であり、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

②社外監査役候補者の選任理由は、次のとおりであります。

宮本文子氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は公認会計士として会計実務に精通しており、その豊富な専門知識や経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、株式会社魅力屋の社外取締役であります。同社と当社との間には、特別の利害関係はございません。上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

③当社は、宮本文子氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 当社は、当社の役員等（取締役および監査役）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。両候補者の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は当社と当社の非連結子会社を対象とした同内容での更新をいたしております。

【ご参考】役員選任議案可決後の体制

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、役員構成は次のとおりとなる予定であります。

ご参考までに各役員に期待する分野を記載しております。

	氏名	属性	在任期間	特に専門性を期待する分野						
				経営ト ップ経 験	製造・ 開発	営業・ マーケ ーテ ィング	管理・ 財務	法務・ リスク 管理	グロ ーバ ル経 験	学識 経 験
取締役	中西 一真		7年	○	○		○			
	平山 康雄		3年	○		○				
	上村 辰也		3年	○	○	○				
	吉田 満		1年			○				
	鈴木 克也		1年			○				
	辻井 一成	社外・独立	9年					○		
	長昌 ルミ	社外・独立	5年	○						
	森 巖	社外	3年						○	
	佐藤 秀美	社外・独立	—							○
	小倉 朋子	社外・独立	—	○						○
監査役	西埜 純一		—				○			
	上願 敏來	社外・独立	2年				○			
	辻坂 清志	社外・独立	2年					○		
	宮本 文子	社外・独立	—				○			

(注) 社外取締役森巖氏の在任期間には、社外監査役での2年を含んでおります。

以上

